4　第九十条から第九十四条までの規定（第九十三条第一項の規定を除く。）は、限度額適用証について準用する。この場合において、第九十一条第一項中「することができる」とあるのは「しなければならない」と、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第百五条の九第三項第一号の資格喪失又は同項第四号の要件を欠くに至つた」と、「埋葬料」とあるのは「埋葬料又は家族埋葬料」と、第九十四条中「資格確認書整理簿」とあるのは「限度額適用・標準負担額減額認定証整理簿」と読み替えるものとする。

5　認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第九十九条第二項第一号若しくは第二号に規定する方法又は第百二条の二第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第二項第一号若しくは第二号又は第百五条の二の規定により読み替えて準用する第百二条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［略］

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百五条の十一　［略］

一　組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　略］

［2～6　略］

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百五条の十二　［略］

一　組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　略］

2　［略］

一　組合員等記号・番号

［二～六　略］

［3～5　略］

（出産費及び家族出産費）

第百六条　［略］

［2～6　略］

7　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　略］

8　［略］

（埋葬料及び家族埋葬料）

第百八条　［略］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　略］

4　第九十条から第九十四条までの規定（第九十三条第一項の規定を除く。）は、限度額適用証について準用する。この場合において、第九十三条第二項中「前項の資格喪失の」とあるのは「第百五条の九第三項第一号の資格喪失又は同項第四号の要件を欠くに至つた」と、「埋葬料」とあるのは「埋葬料又は家族埋葬料」と、第九十四条中「組合員証整理簿」とあるのは「限度額適用・標準負担額減額認定証整理簿」と読み替えるものとする。

5　認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第九十九条第二項（第三号を除く。）に規定する方法又は第百二条の二第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第二項（第三号を除く。）又は第百五条の二の規定により読み替えて準用する第百二条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

6　［同上］

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百五条の十一　［同上］

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　同上］

［2～6　同上］

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百五条の十二　［同上］

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　同上］

2　［同上］

一　組合員証の組合員等記号・番号

［二～六　同上］

［3～5　同上］

（出産費及び家族出産費）

第百六条　［同上］

［2～6　同上］

7　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　同上］

8　［同上］

（埋葬料及び家族埋葬料）

第百八条　［同上］

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　同上］